

鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の  
利益剰余金の活用に関する意見書

鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金については、去る4月の事業仕分けにより国庫返納すべきとされ、また、9月には、会計検査院からも余裕資金の国庫納付に関する意見が示された。また、財務省においては、その剰余金を平成23年度予算の一般財源として活用することについて、関係省庁と協議中と聞いている。

この利益剰余金は、新幹線債権に係る収入、旧国鉄用地売却収入、JR各社の株式売却収入などにより発生したものであることを勘案すると、鉄道機能の活性化のために活用されるべきものである。

整備新幹線は、我が国の経済発展や地域振興を図る国家プロジェクトとして、昭和48年に整備計画が決定されて以来、40年近く経過したにもかかわらず、未だに整備が完了されていない。また、新幹線整備に伴い生じた並行在来線についても、地域の足として安定的な運営が必要とされている。

よって、国におかれては、この利益剰余金について、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案」を速やかに可決し、整備新幹線の整備に関する財源、並行在来線の維持確保の財源として活用することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年11月30日

福 井 県 議 会